

防犯カメラ設置補助金のご案内

目次

- 1 補助金の概要は？
- 2 防犯カメラ設置にかかる費用は？
- 3 補助対象になる経費とならない経費は？
- 4 手続きの流れは？
- 5 補助を受けるための要件は
- 6 どのように周辺住民の理解を得ればいいのか？
- 7 警察署には何を協議すればいいのか？
- 8 どこに設置すればいいのか？
- 9 どんな防犯カメラを買えばいいのか？
- 10 その他のFAQ
- 11 (参考) 補助実績と市内の町丁別犯罪発生件数



千葉市

1 補助金の概要は？

補助金の対象は？

町内自治会、地区町内自治会連絡協議会が設置する、
防犯カメラの購入・取付け工事に要する経費を補助します。

※リースの場合、初年度のリース費用のみ

(例)リースで1月に設置した場合：1月から年度末(3月)までの3か月分のリース費用の補助となります

どれくらい補助されるの？

補助対象経費の3/4、1台あたりの上限30万円を補助します。

(例)1台40万円の防犯カメラを設置した場合、自治会の負担は10万円



2 防犯カメラ設置にかかる費用は？

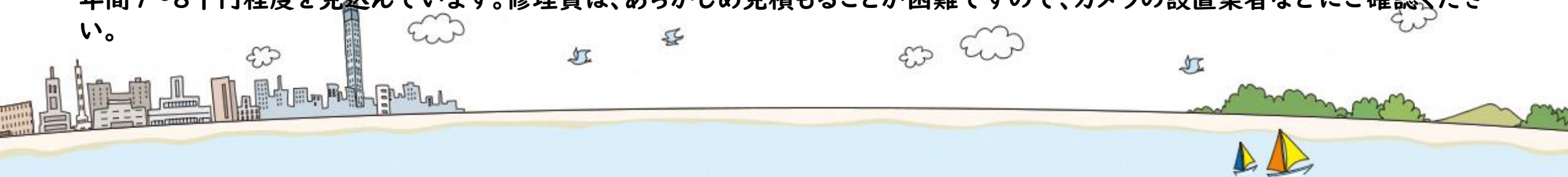
防犯カメラを設置する際にかかる費用は、1台あたりおおよそ40万円前後が相場とされておりますが、防犯カメラの費用は、依頼する業者や、取り付けるカメラの種類や性能、設置するカメラの数、カメラを取り付ける場所などによって金額は変わってきますので、あくまで参考とお考えください。設置する際は、複数の業者から見積書を取得し、金額を比較することをお勧めします。

【参考】防犯カメラ設置工事費用の例（1台あたり）

内容	金額	備考
防犯カメラ機器	10万円～30万円	カメラの性能、種類により大きく変わる場合があります
表示用プレートなど	5千円～ 7千円	防犯カメラが作動していることを表示するためのプレート
取付工事費	8万円～13万円	
その他必要経費	7万円～10万円	
総額	工事費込みでおおよそ40万円前後	

【参考】維持費（電気代や修理費）はどれくらいかかるの？

電気代は、設置したカメラの消費電力や契約している電気会社、そのときの電気料金にもよって変わりますが、カメラ1台あたり年間7～8千円程度を見込んでいます。修理費は、あらかじめ見積もることが困難ですので、カメラの設置業者などにご確認ください。



3 補助対象になる経費とならない経費は？

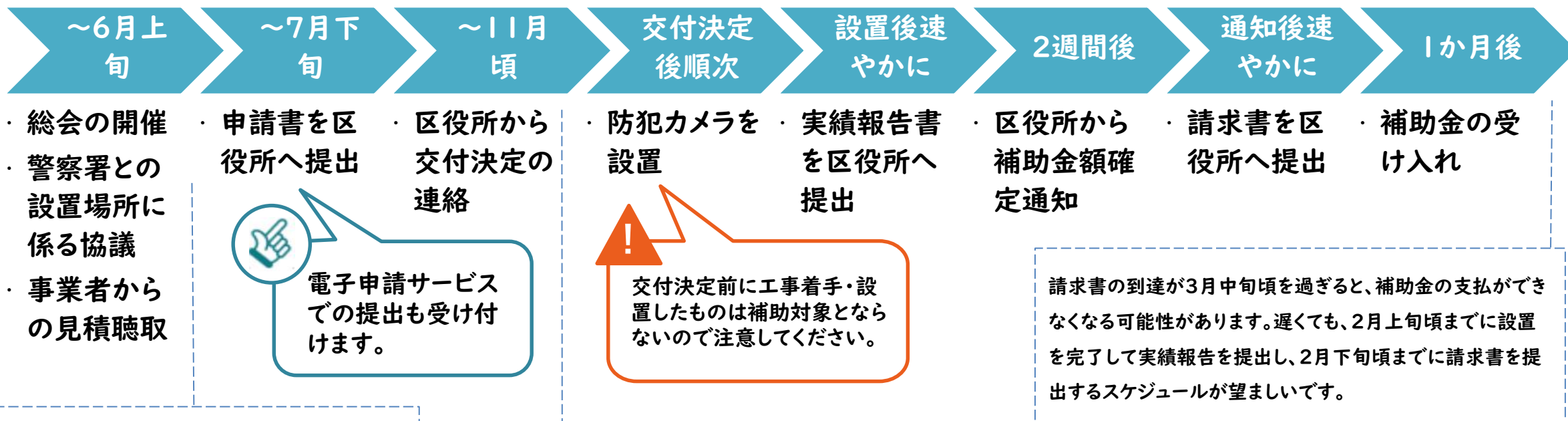
防犯カメラ本体の購入費用や設置工事費は対象となりますが、
閲覧用のモニターや維持費は対象になりません。
詳細は下表のとおりです。

対象経費	対象外経費
<ul style="list-style-type: none">・防犯カメラの購入・設置工事費・設置箇所表示用ステッカー・プレート・専用柱の設置工事費・リースの場合は初年度経費（保守が契約に含まれる場合、保守に係る経費は対象外）・記録媒体（SDカード等）の購入費	<ul style="list-style-type: none">・設置後5年未満の既存カメラの入替・既存設備の撤去・移設費・土地使用・取得・造成費等・産廃処分費・維持・管理・修繕費・モニター設置経費（画像取出用ノートパソコン等）・予備の記録媒体（SDカードはカメラ1台につき2枚を超える分）・東京電力等の事前調査費用・共架料・ダミーカメラ設置代



4 手続の流れは？

例年のおおまかなスケジュールは次のとおりです。(変更となる場合がございます)

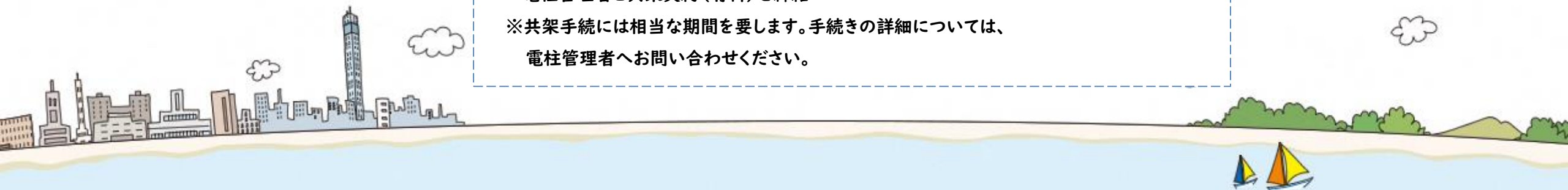


公道に設置する場合は、電柱管理者（東電、NTT等）への共架の事前相談をすることをお勧めします。

公道（または公園）に設置する場合は、交付決定後、カメラを設置する前に次の手続も必要

- ・ 土木事務所（公道設置の場合）や公園緑地事務所（公園設置の場合）への占用許可申請
- ・ 電柱管理者と共架契約（有料）を締結

※共架手続には相当な期間を要します。手続きの詳細については、電柱管理者へお問い合わせください。



5 補助を受けるための要件は

- 警察と設置場所について協議すること
- 公道等(※)を撮影すること(画角の1/2以上)

※「公道等」とは、

①公道、②不特定多数の通り抜けがあり、その通行が敷地の管理者に認められている私道、③通り抜け可能で不特定多数の人が24時間出入り自由に利用できる公園を指します。

専ら居住者のみが利用しているような通路は対象となりません。また、実態として通り抜けが可能な通路でも、通り抜けを禁止する旨が現地に示されている場合も、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

- 防犯カメラを取り付ける敷地等の所有者の同意を得ていること
- 専らごみ置き場を撮影したものでないこと
- 設置箇所周辺の住民の理解を得ること
- 防犯カメラを設置後、責任をもって保守管理を行うこと(千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン)を遵守した管理規程を作成すること
- 地区町内自治会連絡協議会が設置するものにあつては、町内自治会の区域外に設置するものであること



6 どのように周辺住民の理解を得ればいいのか？

防犯カメラは、犯罪の抑止や、犯罪現場の証拠画像に役立つなど、高い防犯効果がある一方、同時に、地域住民も映すことにもなりますので、プライバシーの保護や個人情報などを正しく取扱うことなどが必要です。

そのため、町内自治会等の総意で防犯カメラを設置することとし、防犯カメラの設置について住民の理解を得るとともに、設置した場所を広く知らしめるよう努めてくださるようお願いいたします。(補助金交付申請書提出時に総会資料や回覧資料等を添付する必要があります。)

以下、町内自治会内で住民の理解を得る手法の事例を紹介いたしますので、防犯カメラ設置を検討する際の参考としてください。

事例1 (総会方式)

- ・町内自治会内の防犯部会において、防犯カメラの設置の検討を進めた。
- ・設置場所などについて、自治会長や警察と相談しながら決定した。
- ・町内自治会の総会に議題として提出し、協議を行い、賛成多数で合意を得た。

事例2 (アンケート方式)

- ・自治会員に防犯カメラの設置計画を示して、アンケートを実施した。なお、アンケートには、千葉市が定める「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守し、プライバシー保護に配慮した運用を行う旨を記載した。
- ・自治会員の賛成多数で、設置する方向に進めていくこととした。
- ・後日、防犯カメラ設置の住民説明会を開催し、カメラの設置場所などを具体的に説明した。

事例3 (その他)

- ・町内自治会の総会で、町内自治会の執行部が、防犯カメラの設置について検討を進めたいという議題を提出し、合意を得た。詳細は、今後検討していく中で決定していくとした。
- ・検討した詳細については町内の各班の代表経由で、自治会員に伝えてもらうこととした。
- ・防犯カメラの設置場所や台数、予算の計画を執行部に一任してもらえるか、各班の代表を通して自治会員(住民)に意見を聞き取った。
- ・自治会員から、防犯カメラの設置に関する一連の計画を執行部に一任することに、賛成する意見が半数以上を占めた。以降、執行部において計画を進め、後日、自治会員に情報を共有した。



7 警察署には何を協議すればいいの？

- 警察からは、不審者目撃情報・事件の発生場所などから、犯罪抑止に効果的な設置場所・台数・仕様等についてアドバイスをいただけます。
- 設置箇所を決めるにあたっては、お住まいの地域を管轄する警察署の生活安全課へご相談ください。警察と協議した際は、協議の日付を記録してください（補助金の申請時に記入するため）

警察署名	管轄区域	所在地	電話番号(代表)
千葉中央警察署	中央区	中央区中央港1-13-1	043-244-0110
千葉東警察署	若葉区	若葉区小倉町859-2	043-233-0110
千葉西警察署	美浜区 花見川区の一部(※1) 稲毛区の一部(※2)	美浜区真砂2-1-1	043-277-0110
千葉南警察署	緑区	緑区おゆみ野中央8-1-2	043-291-0110
千葉北警察署	花見川区(※3) 稲毛区(※4)	稲毛区長沼原町199-1	043-286-0110

※1 千葉市花見川区のうち検見川町一丁目、検見川町二丁目、検見川町三丁目、検見川町五丁目、武石町一丁目、武石町二丁目、浪花町、西小中台、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園四丁目、花園五丁目、花園町、幕張町一丁目、幕張町二丁目、幕張町三丁目、幕張町四丁目、幕張町五丁目、幕張町六丁目、幕張本郷一丁目、幕張本郷二丁目、幕張本郷三丁目、幕張本郷四丁目、幕張本郷五丁目、幕張本郷六丁目、幕張本郷七丁目、南花園一丁目及び南花園二丁目

※2 千葉市稲毛区のうち稲丘町、稲毛一丁目、稲毛二丁目、稲毛三丁目、稲毛台町、稲毛町四丁目、稲毛町五丁目、稲毛東一丁目、稲毛東二丁目、稲毛東三丁目、稲毛東四丁目、稲毛東五丁目、稲毛東六丁目、小仲台一丁目、小仲台二丁目、小仲台三丁目、小仲台四丁目、小仲台五丁目、小仲台六丁目、小仲台七丁目、小仲台八丁目、小仲台九丁目及び小中台町

※3 千葉西警察署管轄区域を除く

※4 千葉西警察署管轄区域を除く



8 どこに設置すればいいの？

- 警察署との協議結果や、普段行っている防犯パトロール活動で重点的に確認している場所などを踏まえ、防犯カメラの設置場所を決定してください。
- まずは私有地への設置を検討し、それができない場合に私有地以外の場所への設置を検討することをお勧めします。
 - ①私有地内（門塀、外壁、独立柱、電柱等への設置）
 - ②私有地以外（道路上の電柱、既設の防犯街灯用ポール、公園灯の支柱）
- なお、防犯カメラを設置するにあたり、防犯カメラが作動していること、また、設置者を示す表示用プレート等の設置が必要となります。



設置情報は、翌年度に「ちばしのマップ」の防犯マップに反映されます。

<https://www2.wagmap.jp/chibacity/portal?vpc=1>

スマートフォン
サイトはこちら
から



9 どんな防犯カメラを買えばいいの？

閲覧に必要な画質の確保など、防犯カメラが有効に機能するように、次の性能を有する防犯カメラをお勧めします。(推奨であり要件ではありません)

- ・防犯カメラにSDカードが内蔵され、常時上書きされるタイプ
- ・高い位置にカメラを設置する場合は、Wi-Fi接続も可能なタイプ
- ・200万画素以上
- ・屋外に適した防塵防水機能
- ・夜間でも対応できる赤外線機能



10 その他のFAQ

Q 設置台数に上限はあるか。

A 申請の時点で上限は設けません。ただし、市の予算額(1500万円)を上回る申請があった場合は、補助金が不交付となったり、補助割合が3/4未満となったりすることがあります。

Q 防犯カメラの耐用年数は。

A 5年程度を見込んでいます。

Q 防犯カメラは更新できるのか。

A 5年以上使用しているカメラの更新も補助対象となります。

Q 防犯カメラの映像は常に見ているのか。

A 管理規定でデータの取扱者を定め、警察からの照会があったときのみデータを取り出します。

Q 警察からカメラの画像を照会される件数はどのくらいか。

A 一概には言えませんが、周辺での犯罪発生が多いほど、照会件数が多くなります。

Q 防犯カメラの落下等により、他者に損害を与えた場合はどうなるか。

A 市が一括して賠償責任保険に加入しています。事故が発生したら、地域安全課又は区役所地域づくり支援課へご連絡ください。



11 (参考) 補助実績と市内の町丁別犯罪発生件数

(1) 補助実績

年度	補助台数	補助団体数	補助額
H29	30台	11団体	5,839,140円
H30	31台	16団体	5,319,580円
R01	21台	8団体	3,786,620円
R02	31台	13団体	4,915,260円
R03	31台	12団体	5,218,340円
R04	46台	15団体	11,696,560円
R05	82台	22団体	15,273,640円
累計	272台	97団体	52,049,140円

なお、令和6年度の予算額は、15,000,000円で、(上限30万円で考えた場合)50台分となっています

(2) 市内の町丁別の犯罪発生件数

市内における身近な犯罪の町丁別発生件数を市のホームページで公開しておりますので、設置を検討する際の参考としてください。

<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/chiikianzen/hanzai-hcjokyo.html>

